

平和運動センター通信 原水禁ヒロシマニュース

No. 229
2020年
11・12月
(12月1日)

- 発行：広島県平和運動センター
原水爆禁止広島県協議会（広島県原水禁）
- 〒733-0013 広島市西区横川新町7-22 自治労会館 1階
- Tel:082-503-5855 FAX:082-294-4555
- E-mail:h-heiwa@chive.ocn.ne.jp
- 広島県原水禁 ホームページ <http://www.hiroshimaken-gensuikin.org/>
- ブログ：<http://kokoro2016.cocolog-nifty.com/shinkokoro/>

発行責任者
渡辺 宏
(事務局長)

—子どもや孫たちに、戦争も核もない、美しい地球を！—

第3波と言われる新型コロナウイルスの感染拡大が続いているにも関わらず、GOTO キャンペーンに固執する菅政権は有効な対策が打てず自治体任せの姿勢を続けています。一方で第二次安倍政権の成立以降、年々増大する防衛費は次年度予算においても過去最大となる方針が示されています。国民に犠牲を強いていながら米国と一体で東アジア・インド太平洋地域の覇権争いに与していく危険性を看過してはなりません。

日本学術会議メンバーの一部の罷免という、かつてない政権の暴挙がめざすものは、軍事技術の産学軍一体化であり、日本学術会議が示した「軍事研究と一線を画す」とした姿勢への脅しであり挑戦ともいえます。

そして、広島をはじめとする全国の朝鮮学校高校無償化裁判での不当判決は、安倍・菅政権が共通して進める外交姿勢を司法が忖度した結果に他なりません。教育の機会均等を無視し、在日朝鮮人差別をつうじて、日本国民に差別と対立を助長した官製ヘイトです。

平和運動センターの総会は、コロナ禍で集まったの意思統一はできませんでしたが、今後とも歴史修正主義者たちが進める、東アジアの周辺諸国との軋轢をもたらず世論誘導を見抜き、菅政権の陰湿かつ不誠実な暗黒政治を許さない運動を構築していくことを決意しましょう。

.....

《目次》

- ・2P:広島朝鮮学園高校無償化裁判控訴審・不当判決
- ・3P:辺野古の今・沖縄からの報告レポート
- ・4P:核兵器禁止条約発効へ・50カ国批准達成歓迎のつどい
- ・6P:3の日行動報告(秋葉さんの激説紹介)
- ・7P:「11.3 憲法のつどいヒロシマ」報告

《12月の主な取り組み》

- ・12月8日:「不戦の誓いヒロシマ集会」(18:00~20:00)

広島朝鮮学園高校無償化裁判控訴審

広島高裁が不当判決

10月16日午後3時、広島高裁302号法廷で、朝鮮学校無償化裁判の控訴審判決が言い渡されました。判決は、広島地裁での原審を支持する「控訴人側敗訴」とする不当判決でした。判決に先立ち、広島弁護士会館に集合した弁護団、原告、保護者、支援者など約150名が、横断幕を掲げ、法廷入りし、その状況を多くのマスコミ関係者が取材しました。

傍聴券を求める人は、196名に達し、長蛇の列となりました。

開廷後しばらくして弁護士から出された旗には「不当判決」「子どもたちを司法が見捨てた」の文字。見守っていた支援者から、厳しい声が飛び、涙を流す人の姿もありました。集まった学生や支援者が一堂に「不当判決は許さない」「われわれは戦うぞ」のシュプレヒコールの声を上げました。

その後弁護士会館で、弁護団による記者会見が行われました。そこでは平田弁護士が判決の要旨を紹介し「弁護団の主張がすべて退けられ、原判決を容認するばかりでなく、原判決では曖昧だった部分をさらに穴埋めして、強化するという不当極まりない判決。全く本質を見ていない」と厳しく指摘されました。また、足立弁護団長が「極めて残念な判決。9回の口頭弁論、その中では地裁審理で認められなかった原告、証人尋問が行われるなど、訴訟指揮はわれわれに期待を持たせたが、見事に裏切られた」と報告されました。

朝鮮学校の前校長で現理事長の金さんは「怒り、憤り、悔しさ、残念との思いが募る。原告・証人尋問も原審でやっていないからやったというだけなのか。3年間は無駄な時間を過ごしただけ。司法も行政も同じ判断しかできなくなっている。少数者の意見を無視してもよいとなっているのではないか。しかし、決して下を向きません。」と怒りと共にこれからも戦い抜く力強い決意が表明されました。

保護者の原告代表の朴さんからは、「またか、と空しさを覚える。この10年間で、朝鮮学校は138名も生徒が減少しています。そのほとんどが経済的な問題です。74年の歴史を誇る朝鮮学校を存続させることができるのかと不安な状態が続いています。朝鮮学校・ウリハッキョをつぶそうとする動きに他なりません。朝鮮学校だけを公的助成から排除することは、民族教育の権利を否定するばかりでなく、在日朝鮮人は差別されてもしかるべき存在であり、ひいては国の意に沿わない者は差別してもよいという悪しき風潮を国が煽ることに他なりません。「日本に暮す朝鮮人として堂々と胸をはり、日本と朝鮮の架け橋となる人材を育てる広島朝鮮初中高級学校のサポーターとして、この闘いに勝利し、子どもたちの未来が明るく輝き楽しく学校生活が普通に送れる、その日を引き寄せるために一致団結して闘います」と決意が述べられました。



午後6時30分から朝鮮学校の講堂に場所を移し、200人が集まり「報告集会」が開催され、弁護団、原告団から報告を受け、全国から支援の声が寄せられました。



この裁判で問われたことは、高校無償化法の法律の解釈の問題ではありません。その本質は、朝鮮学校に通う子どもたちだけが、どうして差別されなければならないのか、差別が許されてよいのかを問うものだったはずで、差別が厳しく問われる今、この厳然として、政治によって、大人によって平然と行われた差別が許されるのかどうか問われた裁判だったはずで、しかし、今回の広島

高裁の判決は、その問いに答えるものとはとても言えません。この明らかな差別と向き合わないということは、司法自身が差別者となったことを意味するのです。

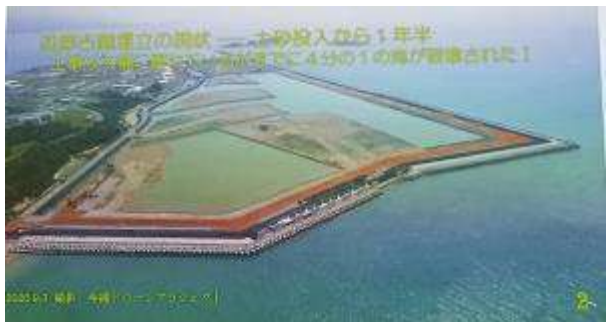
「行政の側にのみ目を向ける」司法判断が続いている現実がありますが、この判決は、法解釈を捻じ曲げた不当判決に留まらず、差別を助長する判決であることを見逃してはなりません。

広島高裁に続き、福岡高裁においても不当判決が出され、ともに最高裁に上告して裁判闘争が闘われます。平和フォーラムに結集する私たちは、歴史修正主義による戦争のできる国づくりにつながる、在日朝鮮人をはじめとするあらゆる外国人差別を許さない活動に結集していきます。

.....

「辺野古の今・・・沖縄からの報告」県原水禁・金子さんがリポート

10月23日午後6時半から広島原爆資料館地下第2会議室で、「広島と沖縄を結ぶドウシグワー」が主催する「辺野古の今・・・」という講演会が開催されました。「ドウシグワー」とは、沖縄の言葉で「志を共にする友だち」という意味だそうです。最近、辺野古の状況を伝えるニュースが少なくなっていますので、久方ぶりの現地沖縄からの報告を聞こうと私も参加しました。



講演会が始まる前に写されていたのが下の写真です。9月3日に沖縄ドローンプロジェクトが、ドローンを使って辺野古の様子を撮った写真です。もちろん講演会でも使われました。

PDFで送られた写真のようですので、写りが良くないのですが、最新の様子が分かります。写真に書き込まれている文字は「辺野古側埋立の現状——土砂投入から1年半 工事は大幅に遅れているがすでに4分の1の海が破壊された！」です。

「ドローンで撮った写真」と説明しましたが、昨年6月の「改正ドローン規制法」を根拠に、9月6日から国内の主要米軍基地・施設の上空での小型無人機ドローンによる撮影飛行が、原則禁止となったため、この写真が最後の写真となったようです。「原則」と書きましたが、どうし

でもドローンによって撮影しようとするれば、「米軍の許可」が必要になりますから、実質的には完全禁止ということになります。

次の写真は、さらに見にくいかもしれませんが、工事の様子を写しています。

キャプションには次のとおり書かれています。「コロナ禍の中、強行される工事 ・沖縄での緊急事態宣言 ・現場の抗議行動も休止せざるを得なくなっていた。 ・それでも防衛局は工事を加速 ・9月7日、抗議行動再開」



「進む外周護岸嵩上げ工事 ・辺野古側外周護岸をH=4m嵩上げるためのL型擁壁工が施行されている。」話では、護岸は現在3.1mまで完成しているの、さらに5mの嵩上げが必要だということでした。

9月7日から抗議行動が再開されたと書かれていますが、情報では今月3日には、オール沖縄会議主催の「辺野古新基地建設阻止！第一土曜日ゲート前県民大行動」が開催されています。新型コロナ感染拡大の影響により7か月ぶりの開催となったそうです。

国は埋め立て工事を強行していますが、これからの最大の問題は、「大浦湾側の軟弱地盤に伴う変更申請」をめぐる攻防です。手続き的には、「県知事が不承認」したとしても最後は裁判闘争となり、最終的には残念ながら工事が強行されてしまうことになると思われます。

しかし、仮にこうした手続きによって工事を強行したとしても「水面下から最深部で90m近くまで軟弱地盤であり、対応する機械が不存在である」ことや「米軍の滑走路の構造基準を満たせない」ことなど、あまりにも大きなハードルが横たわっており、本当に使用可能な滑走路が完成するのかということも強く指摘されています。

.....

「核兵器禁止条約」発効へ 50カ国が批准

被爆地ヒロシマで歓迎する集い開かれる

10月23日、中米ホンジュラスが「核兵器禁止条約」を批准し、同条約の発効に必要な批准国が50カ国に達しました。これによって同条約は90日後の来年1月22日に発効することになりました。国連で「核兵器禁止条約」が採択されてから3年余りの時間がかかりましたが、市民社会や非核兵器保有国の努力が実ったものです。残された課題はありますが、「核兵器禁止条約」発効への第一歩として、そして、何よりも「非人道兵器である核兵器の廃絶」を訴え続けてきた被爆者のみなさんの声が、大きな力になったことは確かです。

10月24日午後3時半から、原爆ドーム前で被爆者7団体が呼びかけ「祝 核兵器禁止条約発効確定 核兵器禁止条約批准50カ国を祝い、さらなる前進を誓う会」が開催されました。原爆ドームを背にして集まった人たちの前には「祝 核兵器禁止条約発効確定！唯一の戦争被爆国日本も批准を！」の横断幕があります。

この集いでの挨拶は、湯崎英彦広島県知事、松井一実広島市長、被爆者の箕牧智之さん、佐久間邦彦さん、そして「核兵器禁止条約」の発効をめざしてきた市民を代表して森滝春子さんの5名から行われました。

集いには批准した50カ国の小さな国旗が準備されていました。あいさつの度に大きな拍手がわきました。参加者約170名は、「核兵器禁止条約」の50カ国批准を心から歓迎するとともに「核兵器が最後の一発が無くなるまで取り組みを続ける」決意を確認しました。



禁止条約の発効は大きな第一歩 広島県原水禁・金子代表委員

核兵器禁止条約の発効を歓迎する一方で、「核兵器保有国、その傘の下にある国々が批准しない『核兵器禁止条約』では、有効性がない」と批判する人たちもいます。本当のそうでしょうか。

国際司法裁判所は、1996年の核兵器の合法性に関する勧告的意見の中で、「一般的には、核兵器の使用あるいは使用すると威嚇は、人道法の原則及び規則に違反する」とする一方、「国家の存亡そのものが危険にさらされるような、自衛の極端な状況における、核兵器の威嚇または使用が合法であるか違法であるかについて裁判所は最終的な結論を下すことができない」としています。

しかし、核兵器を非人道兵器とし「核兵器の開発や実験、製造、保有のほか、核抑止力の否定を意味する『使用すると威嚇』を禁止した「核兵器禁止条約」が発効した国際社会においては、「一般的」にではなくすべてにわたって「違法」ということになります。

また、1996年に国連で採択された「包括的核実験禁止条約」(CTBT条約)は、残念ながらアメリカなど核兵器保有国の批准が進まず発効を見ていませんが、それでもそれ以降、少なくともNPT条約に加盟する国々での爆発を伴う核実験は、実施することができなかったのです。

「核兵器禁止条約」が発効すれば、CTBT条約が国連で採択されて以降の世界の動きをみれば明らかなように、核兵器保有国の大きな抑止力になることは間違いありません。さらに大きな力とするためにも、出来るだけ早く国連加盟国の半数を上回る100カ国以上が批准することです。そのための取り組みを引き続き強化しなければなりません。

そして何よりも国内では、日本政府への「批准」を求める運動をより一層強化しなければなりません。私たちの大きな課題です。

忘れてはならないもう一つの重要なことは、「核兵器禁止条約」を語る時、あまり強調されていませんが「核実験などによる核被害者の救済」が盛り込まれていることです。このことは、これまで核実験を強行した国々が、たとえ同条約を批准しなかったとしても実行しなければならない責務です。「核兵器の廃絶」と「核被害者の救済」は、原水禁運動の車の両輪だということを改めた確認したいと思います。

10.26 総がかり行動緊急街頭行動実施

臨時国会開会日に菅政権の危険性訴える

「戦争させない・9条壊すな！ ヒロシマ総がかり行動実行委員会」は、10月26日（月）の臨時国会開会日に、本通り電停青山前で街頭宣伝行動を行いました。

テーマは、「学術会議人事介入は民主主義破壊 菅首相は説明責任を果たせ！ 官邸独裁を許すな！」。

各構成組織などから訴えがありましたが、このニュースでは、弁士の一人、秋葉忠利ヒロシマ総がかり共同代表の発言を、総がかり行動実行委員会事務局員のピースリンク呉・



広島・岩国の久野成章さん（戦争をさせない！ヒロシマ1000人委）がまとめていただきましたので紹介します。

「10月23日ホンジュラスが核兵器禁止条約を批准した。50カ国が批准したので90

日経つと国際法として効力を持つ。日本政府はこの条約にずっと反対している。恥ずべきことだ。この日本政府の態度を変えるのは主権者である私たち一人ひとりの市民である。来年1月22日に発効し、核兵器廃絶へと向かわなければならない。

私は広島市長時代、平和市長会議による「2020ビジョン」を掲げて都市の力、市民の力で核兵器を廃絶することを目標としてきた。10年間に400の賛同する都市が5000まで増えた。今は8000にまで増えている。都市構成員は世界の人口の半分以上になる。核抑止論に対抗して「2020ビジョン」があり、それをICANが引き継ぎNGOや賛同する国々が推進してきた。2040年までに核兵器を廃絶する目標に新しい運動を起こす。2030年までに日本政府に批准させることを目標にしている。若い人たちに頑張ってもらいたい。グレタ・トゥンベリさんやオオサカ・ナオミさんは自分の課題を持ち自分のできる限りのことをしている。

この核兵器禁止条約が成立したのは、多くの科学者たちが科学的事実に基づき非人道的な存在であることを世界的に実証してきたから。2017年7月には122の国と地域が賛成した。

南半球には核兵器は存在しない。この非核兵器地帯を北半球に広げる。科学が原爆を核兵器を創ったわけだが、日本の科学者はその反省の上戦前の反省の上に立って、憲法23条「学問の自由」に基づいて、影響力のある組織、日本学術会議を創った。平和を守るために、人間を守るために、核兵器を廃絶するために、科学を使う組織。この組織の人事に介入して潰そうとしているのが今の日本政府。それを許すことは、核兵器を許すことであり、核兵器開発を容認することであり、戦前に回帰することである。戦前に回帰することを許してはならない。

皆さんに関係ないことと思っはならない。罠に陥ってはならない。ナチス支配下のことを戦後回想した一人の宗教者の言葉を引用したい。

ナチスが最初共産主義者を攻撃したとき、私は声をあげなかった 私は共産主義者ではなかったから

社会民主主義者が牢獄に入れられたとき、私は声をあげなかった 私は社会民主主義者ではなかったから

彼らが労働組合員たちを攻撃したとき、私は声をあげなかった 私は労働組合員ではなかったから

そして、彼らが私を攻撃したとき 私のために声をあげる者は、誰一人残っていなかった

(マルティン・ニーメラー)

これは今の状況に当てはまる。私は追放された6人ではない、だから何もしなくていいんだ、それは日本学術会議が潰されることにつながり、大学における自由な発言や研究ができなくなり、マスコミもさらにいっそうひどくなり、歴史が改ざんされる・・・。ジョージ・オーエルが『1984年』という小説を1948年に書いた。2020年の日本社会は近づいている。その独裁者＝ビッグ・ブラザー（偉大な兄弟）は、今の日本では菅首相だ。安倍内閣を裏で操ってきた。IRという名前の下にカジノの誘致を率先していこうという政策を実施してきた。横浜市をみれば明らかだ。カジノは日本にはいらぬ。超醜い政権が菅政権だ。何も声をあげないと1930年代を繰り返すことになる」。

.....

「平和といのちと人権を！ 11・3 憲法のつどいヒロシマ」開催

—憲法を活かす 新しい時代—

11月3日「戦争させない・9条壊すな！ヒロシマ総がかり行動実行委員会」の主催で、「憲法のつどい」を開催しました。

今年は、コロナ過ということで「つどい」の開催方法を、メイン会場を広島弁護士会館におき、人数を制限(100名)、県内各地(広島市内2カ所、福山市2カ所、三次市、廿日市市、三原市)にオンライン会場を設けオンライン中継で開催されました。「戦争をさせない 1000人委員会、平和運動センター」は、自治労会館にオンライン会場を設け、38名が参加しました。

弁護士会館のメイン会場では、世話人の依田有樹恵弁護士の司会でスタートし、主催者を代表して、共同代表の石川幸恵さんがあいさつ。高橋純子(朝日新聞編集委員・論説委員)さんを招いて講演を受けました。高橋さんは、5月3日の憲法記念日の集会に来ていただくことになっていたのですが、コロナの影響で集会が中止となったため、改めてこの日快諾を得ての講演となりました。



演題は「『仕方ない帝国』を生き抜くための憲法」です。配布されたレジュメにそっての講演内容を紹介します。

「Ⅰ、安倍政権の 7 年 8 カ月 Ⅱ、菅政権をどう見るか Ⅲ、たくましき主権者となるためにⅣ、『対案』よりも大事なものは」の 4 点です。

「来るなど言われたのですが、来ちゃいました。対面で話したかったからです。」で始まった講演ですが、本論の最初は「小選挙区制の問題点」です。わずかな支持によって勝利することができる選挙制度。その結果は、「選挙に勝てば何でもできる」という「選挙勝利主義」を生み出した。本当はそうではない。白紙委任されたわけではないのですから、何をやってもよいということではない。しかし安倍政権は……。こうした政治状況の中で「デモをやっても変われますか」という意見が出る。「順応した方が楽だ」と考えるのか「えー変わりますよ。デモができるようになったじゃないですか」と言えるのか。「順応が楽だ」と考える人たちの背景には、「先行きに不安があるという状況が土壌になっている」と思えます。

安倍政権以前、「有権者」という言葉が多かったが、安倍政権になって立憲主義が問われる今は、「主権者」という言葉を使っている。自民党の国家観は、ピラミッド型の組織体系。「分をわきまえろ」という考え方が普通の人たちにも浸透してしまった。しかし、日本国憲法の論理は「ひろばの論理」。それは「共通の目標を作る」のではなく、「個人が目標を立てる」「個人でありつづける」こと。

次は「菅政権をどうみるか」です。「国家観が無い」とズバリ指摘。「質問には答えなくて、力でねじ伏せる手法を取り続けるだろう」と厳しい認識が示されました。そうなることは「日本の政治がやせ細ってしまっている。政治の土壌がやせてしまったことを意味している」と指摘。



私たちの運動への助言もありました。「闘い方の発想は、柔軟に…自由に楽しく、しなやかに。そしてがんばり続けることが大切です。」さらに、「たくましくなるためには、問い自体を問い返す力を付ける。逆に言えば問い自身を私たちが立てていることが重要」とアドバイス。

最後に茨木のり子さんの「自分の感受性くらい」と題する詩が紹介されました。ここでは

最後の二小節が紹介されました。

「駄目なことの一切を / 時代のせいにするな / わずかに光る尊厳の放棄

自分の感受性くらい / 自分で守れ / ばかもの」

カづけられる高橋純子さんの講演でした。最後に共同代表石口俊一弁護士の閉会あいさつで、集会は終了しました。メイン会場、オンライン会場総計で、318人の参加がありました。